

平成17年第1回定例会会議録(第9号)

平成17年3月24日

出席議員(28名)

1番	長野 恭 紘 君	2番	嶋 幸 一 君
3番	市原 隆 生 君	4番	国 実 久 夫 君
5番	麻生 健 君	6番	萩野 忠 好 君
7番	猿渡 久 子 君	8番	吉 富 英三郎 君
9番	黒木 愛一郎 君	10番	平野 文 活 君
11番	松川 峰 生 君	12番	池田 康 雄 君
13番	野口 哲 男 君	14番	野田 紀 子 君
15番	堀本 博 行 君	16番	田中 祐 二 君
17番	高橋 美智子 君	19番	山本 一 成 君
20番	清成 宣 明 君	21番	永井 正 君
22番	三ヶ尻 正 友 君	24番	泉 武 弘 君
25番	岩 男 三 男 君	26番	原 克 実 君
27番	内田 有 彦 君	28番	浜野 弘 君
29番	首藤 正 君	31番	村田 政 弘 君

欠席議員(2名)

23番	佐藤 岩 男 君	30番	朝倉 齊 君
-----	----------	-----	--------

説明のための出席者

市 長	浜田 博 君	助 長	役 大塚 利 男 君
収 入 役	池部 光 君	教 育 長	山田 俊 秀 君
水道企業管理者	宮崎 眞 行 君	監 査 委 員	櫻井 美也子 君
総務部長	須田 一 弘 君	企 画 財 政 部 長	友永 哲 男 君
市長公室長	龜山 勇 君	観 光 経 済 部 長	東 昇 司 君
建設部長	金澤 晋 君	生 活 環 境 部 長	高橋 徹 君
福祉保健部長	岡部 光 瑞 君	消 防 長	加藤 隆 久 君
兼福祉事務所長	徳部 正 憲 君	教 育 委 員 会 次 長	杉田 浩 君
財政課長	甲斐 敬 造 君	兼教育総務課長	安部 明 君
水道局管理課長	羽田 照 実 君	消 防 署 長	石川 弦 太 朗 君
選挙管理委員会		監 査 事 務 局 長	
事務局 長			

議会事務局出席者

局 長	林 慎 一	参 事	加藤 陽 三
次長兼調査係長	是 永 敏 明	議 事 係 長	本 田 明 彦
主 査	渡 辺 敏 之	主 査	濱 崎 憲 幸
主 査	永 野 修 子	主 査	柏 木 正 義
主 査	村 上 正 人	速 記 者	桐 生 能 成

議事日程(第9号)

平成17年3月24日(木曜日)午前10時開議

- 第1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第2 議第 46号 収入役の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第3 報告第 1号 別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出について
報告第 2号 市長専決処分について
報告第 3号 寄附受納について
- 第4 議員提出議案第 1号 別府市議会議員定数条例の一部改正について
議員提出議案第 2号 別府市委員会条例の一部改正について
議員提出議案第 3号 別府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
議員提出議案第 4号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議員提出議案第 5号 有害鳥獣対策のルール確立を求める意見書
議員提出議案第 6号 発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書
議員提出議案第 7号 「障害者自立支援給付法案」の改正を求める意見書
議員提出議案第 8号 別府大分毎日マラソン大会の活性化に関する決議
- 第5 議員派遣の件
日程追加 副議長辞職の件
副議長の選挙
- 第6 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 日程第1～日程第6(議事日程に同じ)
- 日程追加 副議長辞職の件
副議長の選挙

午前10時17分 開会

議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第9号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

（総務文教委員会委員長・長野恭紘君登壇）

総務文教委員会委員長（長野恭紘君） 総務文教委員会が、去る3月11日の本会議において付託を受けました議案は、議第15号平成17年度別府市一般会計予算、総務文教委員会関係部分外10件であります。3月18日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について、簡単に御報告いたします。

初めに、議第15号平成17年度別府市一般会計予算、総務文教委員会関係部分についてであります。

平成17年度の主要事業として、最初に消防本部関係について、施設維持管理に要する経費では、主として消防本部庁舎1階の消防職員の待機室や仮眠室に個別の空調機器を整備するものであり、また、消防装備に要する経費としては、広報車及び第10分団2部の小型動力ポンプ積載車を各1台ずつ、また、消防装備用備品として空気呼吸器等を購入するものである等々の説明に対し、委員より、昨年よりことは火災件数が増加しているが、消防本部としてこれをどのようにとらえているのかとの質疑に対し、ことは放火等が増加しており、その対策としては広報活動をより強化し、また、火災予防行事を開催することなどで、市民の生命と安全を守るよう今後も全力で取り組んでいきたいとの答弁がなされました。

企画調整課関係では、交通体系整備促進費について、これは大分県国際定期航空路線運航協議会に対する負担金等であり、行政評価研修業務委託料については、行政評価に対する職員の共通認識やそのノウハウを研修するもので、全職員を対象に研修を行うものであるとの当局の説明に対し、委員より、大分県国際定期航空路線運航協議会に対する負担金は、別府市にとってとても有益なことであるので、今後も県並びに各関係市町村との連絡を図り、続けてもらいたいとの要望がなされました。

財政課関係では、十文字原演習場周辺障害防止に要する経費について、大所地区のかんがい、水道施設の改良工事であり、現在、十文字原演習場内の水の口水源より取水しているが、老朽化により水量等が不足している。大所地区は居住人口が100人前後であるが、水源の確保が住民の最大の課題であったが、水道施設が完成することにより安全で安心して、定期的に供給される水道水の確保ができることとなるとの説明に対し、委員より、この予算措置についての質疑がなされ、この事業は国の3カ年事業で、全額防衛施設庁からの補助金であるとの答弁がなされました。

総務課関係では、庁舎維持管理に要する経費として、落雷等で事務に支障を来さないように蓄電池で電力を維持するためのバッテリーが老朽化しているため交換をするもの等であり、また、車両集中管理に要する経費として、13年以上使用している公用車の買い替え等であるとの説明がなされました。

次に、教育委員会関係部分であります。

春木川小学校地震防災対策及び大規模改造工事について、総事業費は2億3,000万円、規模は鉄筋コンクリートづくり4階建て1,917立方メートル、普通教室12室、特別教室4室、トイレ3カ所の耐震補強・大規模改造工事であり、また、別府市学校いきいきプランに要する経費として、平成16年度までは国の緊急雇用制度で多動性障害等を持つ児童・生徒のための教員補助者を配置していたが、この制度が廃止になり、存続を願う関係者よりの強い要望により今回10人分を計上したところであり、さらに副読本等に要する経費については、小学校の教科書採択がえによるものであるとの説明に対し、委員より、どのような

方法で採択をするのかとの質疑があり、教材選定委員会により採択するものであるとの答弁がなされました。

浜田温泉資料館維持管理に要する経費として、現在建設中の旧浜田温泉完成後、資料館及びコミュニティの場として活用するためのものであり、体育施設整備に要する経費として、これは市民体育館にかかる剣道場部分の教官室、男子ロッカー室、女子ロッカー室、柔道場部分にかかる教官室等の冷暖房施設整備や温水シャワー整備費並びに高圧受変電設備改修にかかる工事費であるとの説明がなされました。

そのほか、当委員会に所属する各課の説明がなされましたが、議第15号平成17年度別府市一般会計予算、総務文教委員会関係部分の採決に当たり、一部の委員より反対の表明がなされ、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号別府市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定についてであります。

平成15年9月に地方自治法の一部改正があり、指定管理者制度の導入が施行されたところである。指定管理者制度の目的は、民間能力の活用による住民サービスの向上及び公の施設の維持管理費の削減が主眼であり、これまで公共団体または公共的団体にしかできなかった施設の管理をNPO法人や各種団体、民間事業者にまで窓口を広げ、管理を行うというものである。法の施行後、新設する施設については指定管理者制度の導入が義務づけられているが、既存の施設については3年以内に導入しなければならないとなっており、今回の条例は市役所全体の指定手続き等を定めたいわゆる通則条例である、との当局の説明に対し、委員より、今後のスケジュールはどのような予定なのかとの質疑があり、「個別の施設ごとの設置管理条例」を次回に、その後、公募、非公募の決定や公募要領の作成、公募、選定委員会による選定後、指定管理者の指定の議決、18年4月から指定管理者による管理の開始となっており、今後も指定管理者制度の導入までには2回の議決が必要であるとの答弁がなされました。さらに委員より、この導入に当たって住民サービスの低下を招かないように今後十二分に関係者との協議を図ってほしいとの要望がなされ、議第28号を採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第44号別府市営クレ射撃場の長期かつ独占的な利用についてであります。

平成12年4月1日付で議決した大分県クレ射撃協会に対する別府市営クレ射撃場の長期かつ独占的な利用について、利用期間の終了に伴い、継続・更新についての議決をお願いするものであるとの当局の説明に対し、委員より、特に鉛弾の影響に対し水質検査を今後どのようにするのかとの質疑がなされ、当局より、地元自治会長などと綿密な連絡をとり、これまで以上に検査の回数をふやして地元住民が安全で安心して生活できるよう努めてまいりたいとの答弁がなされました。さらに委員より、月額使用料が1万5,000円という根拠が不明であるので、今後5年間の契約に向けて十分精査してほしいとの意見がなされました。議第44号の採決については、クレ射撃場への使用料の算出根拠の資料を早急に提示すること、また、鉛汚染の被害を十二分に監視するための水質検査は、今後においても市が責任を持って行うこと、以上2件の要望を付し、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他、議第20号平成17年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、議第29号別府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、議第30号別府市職員の給与に関する条例の一部改正について、議第31号別府市公民館条例の一部改正について、議第32号別府市婦人会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第33号別府市文化財保護条例の一部改正について、議第34号別府市浜田温泉資料館の設置及び管理に関する条例の制定について、議第43号市有地の貸し付けについての以上8件については、当局の説明を了とし、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

以上、当委員会に付託を受けました議案 1 1 件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（観光経済委員会副委員長・市原隆生君登壇）

観光経済委員会副委員長（市原隆生君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告させていただきます。

観光経済委員会は、去る 3 月 1 1 日の本会議において付託を受けました、議案 1 3 件について、3 月 1 8 日に委員会を開会し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議第 1 5 号平成 1 7 年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

観光課関係部分では、委員より、観光客のマーケティング調査をする際、観光客のニーズを正しく把握するためには、調査項目を簡略化してでもより多くのホテルや旅館の調査をする必要があるのではないかとの意見がなされました。また、別府駅前広場のモニュメントについては、すばらしいものをつくってほしい。さらに、観光動態調査の見直しや音楽による音泉タウン構想については、慎重に進めてほしいなどの要望がなされました。

次に、農林水産課関係部分では、委員より、今後も市営ザボン園の維持管理を続ける必要があるのかとの質疑に対し、当局より、果樹・園芸振興のために開園したいきさつがあり、仮に廃園した場合でも市有地としての維持管理は必要不可欠であり、今後とも、より適切な管理運営に努めてまいりたいとの説明がなされた次第であります。

国際交流課関係部分では、委員より、外国人留学生に対して、奨学金を出すことによりどのように別府市のためになっているのかとの質疑に対し、当局より、各種のイベントや自治会活動への積極的な参加を呼びかけているとの説明がなされ、そのほかに「大学コンソーシアム大分」において、留学生が夏休み等を利用して帰国してから、大分県や別府市の紹介をしていただく事業を立ち上げる予定であり、今後の国際交流における担い手として大いに活躍していただけるよう切に願っているとの説明がなされました。

最後に、企画調整課関係部分では、市政施行 8 0 周年記念事業で開催した「湯のまち別府歴史文化展」の資料をデータベース化したものをさらにバージョンアップさせ、情報発信するための経費やまちづくり活動をする団体への補助金等の計上であるとの当局説明を了とした次第であります。

以上の経過を踏まえ、最終的に議第 1 5 号平成 1 7 年度別府市一般会計予算関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 1 7 号平成 1 7 年度別府市競輪事業特別会計予算についてであります。

委員より、メインスタンド以外の工事の予定、さらに工事期間中の一般会計への繰出金について、どのように考えているのかとの質疑に対し、入場門や早朝前売発売所の拡大等の工事を考えていること、また、車券売り上げの推移を見据えながら、一般会計への繰出金について考慮してまいりたいとの答弁がなされました。

以上のような質疑を経て、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 2 2 号平成 1 7 年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算についてであります。

委員より、市場を運営する側の経済効率ばかりでなく、消費者側の立場に立ち、公設市場の管理者としての努力をしていただきたいという要望がなされましたが、最終的にその内容を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 2 4 号平成 1 7 年度別府市温泉事業特別会計予算、及び議第 2 5 号平成 1 7 年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計予算についてであります。

竹瓦温泉の改修及び鉄輪むし湯建設、さらに湯都ピアの維持補修に要する経費に対する当局の説明をおおむね了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

そのほか、議第36号別府市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について、議第37号別府市農業委員会の選任による委員の議会推薦委員の定数に関する条例の制定について、議第38号別府市営楠会館の設置及び管理に関する条例の廃止について、議第39号別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第40号別府競輪場ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の制定について、議第41号市有地の交換について、及び議第42号議決事項の変更について、並びに議第45号別府市浜脇野菜集出荷場の長期かつ独占的な利用についてにおいても、当局の説明を了とし、以上8件について採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案13件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

（厚生委員会委員長・吉富英三郎君登壇）

厚生委員会委員長（吉富英三郎君） 厚生委員会は、去る3月11日の本会議において付託を受けました議第15号平成17年度別府市一般会計予算関係部分外5件につきまして、3月18日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

まず、議第15号平成17年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

最初に、環境安全課関係部分については、委員より、昨年の新潟県中越地震、スマトラ沖地震などにより市民の目が災害対策に向いている。今こそ市民の防災意識を高めることが大事だと思うが、何か方策はあるのかとの質疑に対し、本年は大分県の防災訓練を実相寺中央公園で行うよう計画している。また市内全戸に防災ガイドマップを配布して意識を高めていきたいとの当局答弁を了とした次第であります。

次に、保険年金課部分では、当局より、三位一体の改革の影響で国保給付費の財源構成が変更となり、国庫負担が減額され新たに都道府県財政調整交付金で賄われることとなったとの説明に対し、委員より、現在別府市の国保財政は安定しているといえるのか、また財源構成が変更になったことによる影響はあるのかとの質疑がなされたところ、当局より、現在の療養給付費の水準では一般会計からの繰り入れも減らすことができ、大幅な税率改正を行わずに済んでいるが、今後の医療費の伸びや国・県の動向いかんによっては変動する要因もあるので注意深く見きわめていきたいとの答弁に対し、医療費の抑制のためにも保健医療課や高齢者福祉課と協力して保健事業にも力を入れてもらいたいとの要望がなされた次第であります。

次に、人権同和教育啓発課関連部分では、委員より、同和对策法の廃止以降も特定の運動体に補助金を交付するやり方をするのではなく、社会全体の啓発運動を行うことが差別意識の根絶につながるのではないのかとの質疑に対し、補助金等の見直しを検討したいとの当局答弁を了といたしました。

続いて清掃課関係部分では、委員より、今回収集業務の民間委託を導入することは行財政改革の面では評価すべきであるが、将来の市民一人一人のごみ減量化やリサイクル事業などを見据えた計画の一環として民間委託を行っていただきたいとの要望がなされました。

次に、社会福祉課関係部分であります。委員より、昨年オープンした北部コミュニティーセンターについて社会福祉協議会が現在管理しているが、今後はどうなるのか、また児童館部分以外の利用状況が余り芳しくないと聞くが、今後の対応はどうするのかなどの質疑がなされたところ、当局より、北部コミュニティーセンターはまだ竣工したばかりであり、また

補助金の交付元である車両競技公益資金記念財団の要項の中にも5年間は社会福祉協議会が管理するとの取り決めがあるため、その期間は社会福祉協議会にて管理運営を行いたい。その後については別府市と協議したいとも聞いており、今後検討してまいりたい。また2階部分の利用については、にぎわいのあるような状態にできるように社会福祉協議会にアドバイスを行い、施設利用に関しても積極的にPRを行ってまいりたいとの答弁を了とした次第であります。

次に児童家庭課関係部分では、当局よりの説明の後、委員より、西部地域児童福祉施設「ほっぺパーク」のオープンなど、施設整備の面では子育て支援のための環境が充実してきているが、現在の保育所入所待機児童の数はどのくらいいるのかとの質疑に対し、当局より、待機児童はおおよそ100名ほどが入所を待っているが、その中には特定の保育所への入所を希望し待っている児童も含まれている。以前より待機児童数が減ったとはいえ、まだまだ解消には至っていないとの認識をしているとの答弁がなされたところ、特定の保育所に行かなければならない事情も考慮し、地域ニーズに合致した計画を推進してほしいとの要望がされました。また放課後児童クラブについて、新設される場合には運営側に備品や什器などの調達に資金が必要であり、この負担を軽減できるよう無利子融資制度なども検討してほしいとの要望もなされた結果、最終的に当局答弁を了とした次第であります。

最後に、介護保険課関係部分であります。当局より、介護給付費の伸びについて、平成16年度の決算見込みで実績値が計画値を9.1%上回る達成率となり、また要介護認定者数も要支援者数が前年を三十数%上回ると予想されるとの説明がなされました。委員より、今後の介護保険財政の見通しや第3期事業計画はどうなるのかとの質疑があり、当局より、国試算の伸び率に基づき計算した結果、約7年後からの第5期事業計画では、別府市では介護給付費が約400億円に達すると予想されるが、介護予防対策が進めば約50億から60億円減額できるとの見込みもあり、本年策定される第3期事業計画では介護予防を積極的に導入していきたいと考えているとの答弁がなされました。また委員より、昨今さまざまな介護サービス事業者がふえたために、一部では不適正なサービスが横行した結果、本来自立できる方が機能を失い介護に至るといったケースがあると聞く。介護保険本来の趣旨にそぐわない事態である。是正策は、との質疑に対し、昨年より適正化専門の職員を配置し、サービス内容について精査し、不必要なサービス費は業者に返還させている。今後も業者への指導を徹底し、被保険者に適正なサービスが実施できるように図ってまいりたいとの答弁を了とした次第であります。

その他、市民課、障害福祉課、高齢者福祉課、保健医療課関係部分については当局説明を適切妥当と認め、最終的に議第15号平成17年度別府市一般会計予算関係部分について、それぞれ採決を行った結果、いずれも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議第16号平成17年度別府市国民健康保健事業特別会計予算、議第18号平成17年度別府市交通災害共済事業特別会計予算、議第23号平成17年度別府市老人保健特別会計予算、議第26号平成17年度別府市介護保険事業特別会計予算、並びに議第35号別府市印鑑条例の一部改正についてにつきましても、いずれも全員異議なく原案どおり可決されるべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果について報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

（建設水道委員会副委員長・国実久夫君登壇）

建設水道委員会副委員長（国実久夫君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告させていただきます。

建設水道委員会は、去る3月11日の本会議において付託を受けました、議第15号平成

17年度別府市一般会計予算関係部分の外3件について、3月18日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第27号平成17年度別府市水道事業会計予算についてであります。

当局より、給水収益の増収が見込めない中、平成16年度決算見込みを基本に経常的経費の縮減等を図り、予算編成を行った。また、厚生労働省の指導により、寄生性原虫を除去するため、湯山の水源において高度浄水処理事業を実施する予定であるとの説明がなされましたが、この説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号平成17年度一般会計予算下水道課関係部分、及び議第21号平成17年度別府市公共下水道事業特別会計予算についてであります。

当局より、国土交通省が実施する東別府地区の国道10号別府地区電線共同溝設置工事と同時に管渠の付設工事を行い、また、ガスタンク設置更新工事を含めた改築更新工事や処理場の汚水ポンプ設備の増設を行うための予算措置であるとの説明がなされましたが、この説明を適切妥当と認め、議第15号平成17年度一般会計予算下水道課関係部分、及び議第21号平成17年度別府市公共下水道事業特別会計予算については、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号平成17年度一般会計予算都市計画課関係部分、及び議第19号平成17年度別府市海岸整備事業特別会計予算についてであります。

当局より、亀川駅周辺整備、別府駅駅前広場整備及び餅ヶ浜地区海岸整備並びに石垣地区背後地埋立造成等、主な事業についての概要、年次計画等についての説明がなされました。

これに対し委員より、別府駅駐輪場の管理について、通勤通学の時間帯等を考慮に入れ、監視員を有効的に配置するとともに、駐輪場外に駐輪しないよう指導し、利用者モラルの向上を図り、周辺の良い環境整備に努めてもらいたいとの意見や要望がなされました。

最終的に、議第15号平成17年度一般会計予算都市計画課関係部分、及び議第19号平成17年度別府市海岸整備事業特別会計予算については、一部の委員より、国庫補助の削減等により厳しい財政状況の中、福祉や教育の分野等、より市民生活に直結した予算編成を行うべきであり、多大な経費を伴う港湾整備及び海岸整備事業に反対である旨の意思表示がなされましたが、採決の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第15号平成17年度一般会計予算土木課関係部分について、北町東別府停車場線交差点改良事業、及びまちづくり交付金事業である鉄輪地区まちづくり事業、並びに餅ヶ浜中津留線歩道整備事業等の進捗状況や年次計画等の説明がなされました。これに対し委員より、観光立市である本市の特性や市民の安全性を考慮し、老朽化したガードレールのつけかえや、道路占用物件の掘削工事後の舗装復旧のあり方、また危険箇所の解消についての要望がなされた次第であります。

次に、公園緑地課関係部分について、委員より、街区公園の整備の推進及び清掃維持管理を委託している団体に対するチェック体制が必要ではないかとの意見がなされ、さらに街路樹撤去後の未整備箇所等について、年次計画を作成し整備を行うとともに、管轄する行政機関に対しても改善を求めるなど、市全域の一体的な美化に努めてもらいたいとの要望がなされました。

次に、建築住宅課関係部分については、現存する市営住宅の管理や改修計画、さらに西別府住宅の建てかえの基本構想等について説明がなされ、現入居者への対応を優先しながらも、シルバーハウジング等、時代のニーズに対応した住宅の検討、また市営住宅敷地内にある市有区営温泉を整備するなど、地域に開かれた市営住宅の建設を目指したいとの説明がなされました。

そのほか建築指導課については、当局説明を了とし、以上4課、議第15号平成17年度一般会計予算関係部分については、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

最後に、議第15号平成17年度一般会計予算総合体育施設建設室関係部分であります。

委員より、新野球場建設にナイター照明設備を設置しない理由についての質疑がなされ、これに対し当局より、近隣住民の夜間照明に対する苦情等への懸念、また設置に多額の経費が必要となるため、建設事業の財源面を考慮した措置である旨の答弁がなされました。さらに、新野球場供用開始後の交通アクセスや駐車場の対応策には十分留意されるよう等々、意見が述べられたところでありますが、議第15号平成17年度一般会計予算総合体育施設建設室関係部分については、最終的に採決に当たり、当初の基本計画を重視し、付近住民に十分配慮するとともに、コンセンサスを得る努力をさらに行う一方、新野球場が市民ニーズやスポーツ観光に資するために、将来に向けナイター設備を備えた球場建設に取り組むようにとの強い要望を付し、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（7番・猿渡久子君登壇）

7番（猿渡久子君） 日本共産党議員団を代表して、議第15号平成17年度一般会計予算と議第19号海岸整備特別会計予算、及び議第28号別府市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の制定についての議案に、反対の立場から討論を行います。

国は三位一体といいながら、地方交付税や補助金負担金は大幅に削減したにもかかわらず、それに見合う税源移譲はありません。その結果、平成17年度予算の三位一体改革による地方交付税などの減額は、平成16年度決算見込額に比べ6億8,188万円の減額、15年度決算額に比べると19億4,259万5,000円もの減額になります。さらに17年度予算案でも、個人市民税は前年度に比べ約1億円の減額になっていますが、これは市民所得の落ち込みの結果です。配偶者控除の廃止などで多くの市民が増税になっているにもかかわらず、1億円も減額になっているのです。国の悪政のツケを地方自治体や国民に回し、しわ寄せされているのです。そのため、この財源不足を補うためにやむなく基金を取り崩し、8億の繰り入れを行っての予算になっています。

まず、一般会計予算の同和関係部分、同和団体の補助金580万円、部落解放全九州研究会開催地元負担金175万円、同和対策事業用地先行取得に要する経費、学校人権同和教育推進経費のうち新聞雑誌の購入費、集会所施設管理に要する経費に反対です。

すでに国の特別措置法の期限は平成14年3月に切れており、指定地域のない別府市での補助金は今すぐ廃止すべきです。新聞・雑誌の公費での購入、事務所経費を全額公費で負担するなど、同和を人権という名にかえての特別扱いをすべてなくすべきです。

一般会計予算の2点目に、ごみ収集に要する経費のごみ収集業務調査等委託料に反対です。

これは、18年度から可燃ごみの3分の1程度を民営化するための調査の経費ですが、ごみ収集の民営化には反対です。ごみ収集は市民生活に密接な分野であり、直接市民と接する仕事です。民間業者になれば利益を追求するため、市民サービスが低下することが懸念されます。

一般会計予算の3点目に、餅ヶ浜地区準岸整備に要する経費、2,262万に反対です。

これは、オリアナ桟橋を平成22年まで6年間かけて、ビュースポットや釣り場として整備するための測量整備委託料です。国庫補助が取れるのかどうか、調査をしてみないとわか

らないというものです。三位一体改革の影響などでこれほど財政が大変厳しい中、何億もかけて行うこのような工事は不要不急のものだと考えます。この施設で観光にどれほどの効果があるのか疑問です。不況の中、国民の生活は大変厳しい状況に置かれています。高齢者世帯は医療費や年金などの負担がふえた上、年金がカットされています。そんな中で市民の理解が得られるものではありません。図書館や保健センターなど市民要求が高い施設もなかなか実現のめどが立たない中で、優先しなければならない事業でしょうか。

次に、海岸整備事業特別会計予算についてです。石垣地区背後地埋め立て造成に要する経費に反対です。

市の単独予算で総額2億5,000万を費やし、平成20年までの6年間かけて埋め立て工事を行うものです。これについても緊急を要するものではなく、市民生活や市の財政がこれほど厳しい中であえて推進することに、市民の理解が得られるものではありません。

次に、議第28号別府市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の制定についての議案に反対です。

今回の条例は、一昨年6月に地方自治法の改正により、公の施設の管理について、従来の管理委託制度から、営利を目的にした株式会社など民間事業者も含む指定管理者に管理を認める制度に転換するものです。これまでは地方自治体が2分の1以上出資する法人か、土地改良区などの公共団体、あるいは農協や厚生社会事業団、または文化事業団などの公共的団体にしか管理委託できなかつたのです。今回の指定管理者制度は、小泉内閣構造改革の一環で、地方独立行政法人、構造改革特区と並んで、国や地方自治体の公務を民間に丸投げする手法の一つです。今回対象となる別府市の施設は、学校施設など個別の法律で制限されているものを除く327ほどの施設と言われていますから、その影響は大変大きいのです。別府市の施設ですから、施設運営の民主的なコントロールや行政の公的責任を後退させたり、公共性を危うくさせるようなことがあってはなりません。そのためには福祉や文化、市民活動などに営利を持ち込ませないこと、雇用の安定を確保することなど、施設管理に責任の持てる体制を確保しなくてはならないのです。実施されている全国的な実態をみますと、施設管理や雇用などについて問題点も明らかになってきていますから、市民や利用者、そして関係者の声もよく聞いて不安のないものにしていくことが求められます。私は、現在直営の施設については、指定管理者制度による管理の委任を行わないこと、そして新規施設につきましても直営を基本とすることを求めるものです。

次に、この条例は地方自治法の改正によるもので、指定管理者の指定の手続きを定めるもの、いわゆる手続き条例であります。今後はこの条例に基づいて個別の指定条例が出されてきます。指定管理者の指定をするに当たって、個別条例に先んじて公共性の確保や住民の福祉の増進をきちんと明記したものにしなければなりません。

この条例案に反対する第1の理由は、地方自治法第244条でも明記されている、住民の福祉の増進を目的とすることが明記されず、第3条2にもある「効率性」を打ち出させるなど、公の施設管理における公的責任を放棄することになるからです。

指定管理者は、従来の管理委託制度とは違い、利用許可や開館時間、使用料金設定もでき、働く職員の雇用や賃金、労働条件なども管理できることとなりますから、これまでの活動実績や専門性、技術、人材などの蓄積、利用者とのつながり、利用者の利便、料金の減免、運営の公開など、果たして安心できる体制ができるのかどうか保障がありません。そこで働く職員の労働条件や採用、雇いどめ、派遣労働者への丸投げなどに対する歯どめが全く示されていないことです。人件費の切り詰めが押しつけられ、労働者の身分や労働条件は著しく不安定になります。また臨時職員や非常勤職員、パートなど職員の雇いどめ、つまり解雇などの雇用問題も起こることにもなります。

例えば東京三鷹市では、2001年4月から公立保育園の運営を株式会社ベネッセコーポ

レーションに委託しました。年間運営費用を半分以下にしています。いかに経費を安くしているか。ここでは園長を含めて全員が1年契約の職員です。雇用・労働条件の不安定な契約社員のもとでは、保育の専門性を生かし、子供たちの成長・発達を継続して見ることができるのでしょうか。

第2の理由は、対象が際限なく拡大され、福祉や文化、教育などあらゆる分野に及ぶことを容認するからです。

一昨年7月17日付の総務省自治行政局長通知では、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるよう指示をしており、8月29日には、厚生労働省の児童・保護・障害・高齢者分野の4課長連盟の通達で「社会福祉施設における指定管理者制度の活用について」と述べ、特別養護老人ホームなどの第1種社会福祉事業も株式会社に管理をゆだねることができるとの見解を出しています。対象の拡大は、許せるものではありません。

反対する第3の理由は、条例の重要な規定があいまいなままになっていることです。

第4条の3個人情報保護では、別府市個人情報保護条例に準拠するのかどうか明確ではありません。また議会に対しての報告規定もなく、業務の監査の規定もありません。秘密保持義務の規定もありません。意見の聴取の規定もないため、これでは市民や利用者の声を反映できません。公募の段階から指定後も含めて透明性・公平性を担保する規定や市民参加の審議会、及び利用者運営委員会が必要であり、そのための規定を盛り込むべきです。

このような多くの問題点を含んだ、今回の指定管理者制度条例に賛成することはできません。

以上述べた点について反対いたします。なお、それ以外の予算・議案については賛成です。財政が厳しい中でも、学校いきいきプランの経費を確保しているほか、小学校1年生への木製の机といすの配置、総合教育センターや学びの共同研究推進に要する経費、（「賛成討論はおかしい」、「共産党の演説会ではないぞ」と呼ぶ者あり）亀川駅周辺整備などの市民生活に直結した部分で充実を図るための経費を確保している点は評価するものであることを申し添えて、日本共産党議員団を代表しての反対討論といたします。

議員の皆さんの御賛同を、お願いいたします。

議長（清成宣明君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第15号平成17年度別府市一般会計予算に対する各委員長の報告は、その一部に要望を付し、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第19号平成17年度別府市海岸整備事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第24号平成17年度別府市温泉事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第25号平成17年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第28号別府市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第44号別府市営クレー射撃場の長期かつ独占的な利用についてに対する委員長の報告は、要望を付し原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第16号平成17年度別府市国民健康保険事業特別会計予算から、議第18号平成17年度別府市交通災害共済事業特別会計予算まで、及び議第20号平成17年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算から、議第23号平成17年度別府市老人保健特別会計予算まで、議第26号平成17年度別府市介護保険事業特別会計予算、議第27号平成17年度別府市水道事業会計予算、並びに議第29号別府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてから、議第43号市有地の貸し付けについてまで、及び議第45号別府市浜脇野菜集出荷場の長期かつ独占的な利用についてまで、以上25件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上25件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上25件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2により、議第46号収入役の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第46号は、本市収入役に林慎一氏を選任いたしたいので、地方自治法第168条第7項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第46号収入役の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第46号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

ただいま、収入役の選任について同意を与えました林慎一君から、ごあいさつがありますので、お願いいたします。

〔新収入役あいさつ〕

新収入役（林 慎一君） 一言、お礼のごあいさつをさせていただきます。

ただいまは、収入役ということで不肖私を、市長におかれましては御推薦をいただき、また議員の皆様方には全会一致をもちまして御同意をいただきましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。身に余る光栄ではありますけれども、責任の重さを今痛切に感じているところでございます。

私、市役所に46年に入りまして34年になるわけでございますが、そのうちの5分の1でございますが、7年間議会にお世話になりました。今日の私があるのは、議員の皆様方のおかげと思っております。まだまだ未熟者ではございますけれども、市勢発展のため微力ではありますけれども、精いっぱい頑張らせていただきますので、これまで以上に議員の皆様方の御指導・御鞭撻をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。（拍手）

議長（清成宣明君） 次に、日程第3により、報告第1号別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出についてから、報告第3号寄附受納についてまでの以上3件の報告書が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

助役（大塚利男君） 御報告いたします。

報告第1号は、別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出についてであります。

同公社の平成17年度の事業は、公有地処分事業として、鉄輪むし湯整備事業用地の処分を、また土地造成事業用地処分事業として、別府リサーチヒル用地の処分を計画しております。詳細は、お手元の予算書のとおりであります。

報告第2号は、自動車損傷事故外9件の和解及び損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第3号は、寄附受納の報告であります。企画調整関係、環境安全関係、社会福祉関係、土木関係、教育関係及び消防関係におきまして御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

以上3件につきまして、御報告いたします。

議長（清成宣明君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上3件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第4により、議員提出議案第1号別府市議会議員定数条例の一部改正についてから、議員提出議案第8号別府大分毎日マラソン大会の活性化に関する決議まで、以上8件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(31番・村田政弘君登壇)

31番(村田政弘君) 別府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について。

ただいま上程されました議員提出議案第1号別府市議会議員定数条例の一部を改正する条例につきまして、若干の時間をいただきまして、提出に至った経緯並びに提出理由につきまして説明させていただきます。

今期定例会初日の総務文教委員会委員長からの報告にありまして、昨年の3月定例会の本会議中、国の三位一体の改革による財政構造の改革に伴い、本市行政においても

「緊急財政再生宣言」と銘打って、全庁体制で行財政改革に取り組んでいる最中でもあり、本市議会としても議長の諮問機関等を設け、みずから改革に取り組むべきであるとの提案を受け、平成16年4月9日に議長の諮問機関として、委員10名から成る「議会改革推進委員会」を設置し、延べ9回にわたり、35項目42件の改革案について協議を行い、平成16年10月8日に、25項目にわたる各種の議会改革にかかる答申が議長あてに提出されたことを受けまして、議会運営委員会において慎重に協議を重ねてきた次第であります。

議会運営委員会においては、「議会改革推進委員会」の答申内容について、大筋において了とし、今後の改革に取り組むべきとの申し合わせをいたしました。その内容といたしましては、今まで常設的に設置されてきました三つの特別委員会は廃止することとし、今後は必要に応じ設置すること。海外視察旅費については、現在の財政状況にかんがみ、当面凍結すること。国内視察旅費についても、インターネットの積極的な活用や、現在の財政状況等を勘案し、一般行政視察及び常任委員会視察を除き廃止すること。

また、執行機関が設置する各種審議会委員の報酬等の辞退については、公職選挙法との関係で報酬等の辞退が難しい「法令及び条例に定められている審議会委員並びに第三セクターの理事等」を除き、要綱等で定められている審議会委員等の謝礼等は辞退すること、さらに、市議会だよりについては、これまで紙面等の関係から、質問者の氏名等は掲載しておりませんが、発言内容について責任の所在を明確にするとの観点から、氏名及び会派名を掲載する等俎上に上がり、了承されたところであります。

特に、議員定数につきましては、市民の要望等を踏まえ、昭和62年4月施行の統一地方選から36人を33人に、さらに平成15年4月施行の統一地方選挙から33人を31人とし、減員を図ってきたところであります。

現在、地方分権の進展により、地方議会の責任は一層重いものとなり、議会の果たす役割、機能強化が強く求められていることにかんがみ、多種多様な住民意思の反映や執行機関を十分監視していくためには、ある程度の議員数が必要と認識するとともに、現在、市町村合併が漸次推進されている中において、流動的な要素も含んでいることから、他都市の動向も考慮すべきと考えますが、国の三位一体改革により、本市においても大変厳しい財政状況であることや、市民の考えに立脚するとき、さらなる議員定数の削減が望まれているものと推察する次第であります。

協議の過程において、こと議員定数の削減については、一部会派より、定数を削減するという事は、民意が反映されにくくなるおそれがある等の理由により反対であるとの意見が述べられた次第であります。各会派の意見を聴取する中において、ある一定程度の削減が望ましいとの考え方が示され、最終的に正・副議長及び議会運営委員会の正・副委員長並びに各会派の代表の方により定員数の調整を図った結果、議員の皆様方のお手元に配付いたし

ておりますとおり、現在の条例定数の31人から2人を減じ、29人とすることになった次第であります。

なお、今回の議会改革に伴う経費の削減額は、4年間で約1億1,000万円が見込まれております。

以上、本条例改正案を提案するに至った経緯並びに提案理由につきまして、説明を終わります。

議員各位におかれましては、何とぞ提案の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（10番・平野文活君登壇）

10番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、議員提出議案第1号別府市議会議員定数条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

私たちは、議長が交代したときには、その都度新議長に対して議会費の節減など一連の議会改革についての具体的な提案を行ってまいりました。今回の議会改革の中で特別委員会の廃止、海外行政視察の凍結、一般視察及び常任委員会以外の行政視察の廃止、一般質問日数の延長、ケーブルテレビによる本会議放映の推進、議会だよりへの議員名及び会派名の掲載などが実行されようとしておりますが、これらは我が党の従来からの主張に沿うものとして大いに歓迎をしております。

ところが、今回の改革には、議員定数の2名削減が盛り込まれました。これには反対をし、現状の31人の定数を維持することを主張いたします。

その理由は、第1に、多様化している市民の声が届きにくくなること、第2に、行政に対するチェック機能が弱くなるからであります。これまでも別府市議会の議員定数は36人、33人、さらに現在の31人へと削減されてきました。改正された地方自治法に照らしても上限定数は34人であり、現定数31人は決して多過ぎることではありません。

また、議員定数の2名削減で約8,000万円の経費節減ができると言われておりますが、経費節減は議員定数を削減しなくてもできます。日本共産党は、その対案として、後で条例改正を提案いたしますが、次のような一層の議会改革を求めます。

第1に、1人16万円の一般行政視察を廃止すること、第2に、月額7万円の政務調査費を5万円に引き下げ、領収書の添付を義務づけること、第3に、議員報酬を5%引き下げることです。これらを実行すれば、4年間に約8,411万円の議会費を削減できます。これは、議員定数2名削減を超える金額であります。政務調査費を有効に活用すれば、必要な行政視察はできます。また、市職員の人件費は毎年のように削減されておりますが、議員報酬には手をつけられておりません。私たちは、市民とのパイプを細くし、議会の機能低下をもたらす定数削減ではなく、議会の機能を維持してむだな経費を削減するという真の議会改革を強く求めます。

議員の皆さんの御賛同を心より訴えまして、反対討論といたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

上程中の議員提出議案第1号については、委員会付託を省略し、これより採決を行いたい

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の議員提出議案第1号については委員会付託を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第1号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（1番・長野恭紘君登壇）

1番（長野恭紘君） 提案理由の説明を申し上げます。議員提出議案第2号別府市議会委員会条例の一部を改正する例は、機構改革に伴い、常任委員会の所管事項の一部並びに常任委員会委員の定数を「9人以内」から「8人以内」へと改めようとするものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ提案の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第2号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（7番・猿渡久子君登壇）

7番（猿渡久子君） ただいま上程されました議員提出議案第3号別府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正については、議会改革の一環として政務調査費を、現行議員1人1カ月「7万円」を「5万円」に改定し、また使途の状況を市民に全面公開するため領収書の添付を義務づけるよう条例を改めようとするものであります。

現行の議員1人当たりの年間支給額は、別府市は84万円ですが、県内の大分市を除く他市の支給額は12万から24万円です。臼杵市、津久見市は政務調査費がなく、別府市は他市に比べ高額となっています。さらに市町村合併後は、中津市は現行12万円を6万円に、佐伯市は現行24万円を20万円に減額となります。他市とのバランスから見ても、市の財政状況を考えた上でも減額すべきと考えます。この改定を行えば1年間で744万円、4年間で2,976万円の減額になります。

また、情報公開は時代の趨勢であり、使途の状況を明らかにするための領収書添付は当然のことであります。

議員各位の御賛同を、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第3号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（14番・野田紀子君登壇）

14番（野田紀子君） 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

市職員の給与は、適正化と称して給与引き下げが連続しております。平成14年度に俸給表平均1.99%引き下げ、平成15年度俸給表平均1.06%引き下げになっております。それに引き比べ、議員報酬の引き下げはありません。市財政が逼迫する中で議員報酬のみが聖域とされております。職員給与との不公平感は否めません。

今回の私ども日本共産党の提案は、議員報酬を議長、副議長、議員、それぞれ5%引き下げることでございます。引き下げの結果、定数31人のままで1年間924万6,600円の減額になります。4年間で3,698万6,400円の減額になります。

よって、議会改革の一環として議員報酬の改定を提案いたします。

議員の皆様のお賛同をお願いしまして、提案理由の説明を終わります。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（31番・村田政弘君登壇）

31番（村田政弘君） 議員提出議案第5号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げることによって、提案の説明にかえさせていただきます。

有害鳥獣対策のルール確立を求める意見書

有害鳥獣と言えば、北海道・東北地方では熊、西日本・九州地方ではイノシシで、地域によってはシカ、サル、カラスで、カラスは農村・都市を問わず人間社会を脅かしていることは周知の通りであります。しかしながら、農林関係の被害は目に余る状態でありながら、国は国民の安全・安心の生活を守る責任があるにも拘らず、未だにこれという対策の確立に十分な対応を果たしていないのが実情である。就中近年、九州地方では、イノシシの頭数の増加か、山林内のえさ不足か、やたらに人家近くに出没、更には都市周辺部まで被害が及び、その実態は関係農民や一般住民の生活を恐怖に陥れているのみならず、山林を荒らし、山の崩壊を引き起こし兼ねない実態を精査し、速やかに国において対策のルールの確立方実施されますよう切望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年3月24日

別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣 殿
法務大臣
環境大臣
大分県知事

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第5号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（3番・市原隆生君登壇）

3番（市原隆生君） 議員提出議案第6号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、アスペルガー症候群など発達障害への対応が緊急の課題になっております。発達障害は低年齢であられることが多く、文部科学省の調査では、小中学生全体の6%に上る可能性があると言われております。

平成16年12月に発達障害者支援法が制定され、本年4月から施行されます。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措

置を講じるよう示されています。発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。それには、教育・福祉・保健・就労などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。

国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしていますが、よりきめ細かな支援対策を実施するには市区町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められます。

そのために、下記の項目を早急を実施するよう強く要望します。

記

- 1、各市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講じること。
- 2、発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度（5歳児健診）や就学時健診制度を確立すること。
- 3、保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における発達障害児の受け入れと、指導員の養成・配置をすること。
- 4、発達障害者のための雇用支援コンサルタント・相談員等を配置すること。
- 5、専門医の養成ならびに人材の確保を図ること。
- 6、発達障害児（者）への理解の普及、意識啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年3月24日

別府市議会

文部科学大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第6号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（14番・野田紀子君登壇）

14番（野田紀子君） 議員提出議案第7号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

「障害者自立支援給付法案」の改正を求める意見書

政府は、2月10日、障害者が福祉サービスを利用する際、1割負担を求めることなどを盛り込んだ「障害者自立支援給付法案」を国会に提出し、1割負担の実施を2006年1月からとしています。

政府は5年前、「サービスを選択」でき、その負担は所得に応じた「応能負担」方式の

「支援費制度」を導入しました。しかし、5年後の現在、政府は障害者の利用するサービス量がふえればふえるほど自己負担を重くする方式、「応益負担」に切り替えようとしています。1割の自己負担となれば、福祉サービスを利用する障害者にきわめて重大な影響を与えます。

県内のある小規模作業所で働く障害者の場合、月収は障害者年金8万2千円と作業所の給料5千円です。現行支援費のもとで、支出は家賃4万、食費ほか生活費4万、作業所の送迎費2千円でございます。ところが、この法案が実施されるとこの支出の上に、作業所での給食費1万5千円、ホームヘルパーに5千円、作業所利用料1万5千円、合計3万5千円の負担増になります。支出11万7千円になります。収入8万7千円で、毎月3万円も生活費が不足し、自立した生活はできません。福祉サービスに「応益負担」を導入し、障害者の大幅な自己負担をふやすことは、障害者の生活そのものを破壊しかねません。

よって、政府に対し下記のとおり要望します。

記

1、障害者の負担増になる「応益負担」制度を実施しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成17年3月24日

別府市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第7号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に議員提出議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（1番・長野恭紘君登壇）

1番（長野恭紘君） 議員提出議案第8号は、お手元に配付しております決議文を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

別府大分毎日マラソン大会の活性化に関する決議

今年2月6日（日）に開催された別府大分毎日マラソン大会は、第54回を数え、来年は第55回の記念すべき大会となる。しかしながら、最近はややマンネリ化し、県民・市民の熱意が多少低調化したように感じられる。また、応援する県民・市民の数・出場選手数等々を含めて、減少傾向にあるのではないかと心配される。

その理由は色々あると思われませんが、やれば出来ない事はないはず。例えば、外国の例にならって日本で初めての男女共同レースの導入など、発展策の名案についても、検討、研究

をお願いいたしたい。

このマラソン大会の発祥の地は別府であり、別府はスポーツ観光を最大の力点としている以上、マラソン大会が未来永劫に栄え、大分県観光のため、別府・大分両市のPRのために万丈の気を吐く事を期待して止みません。

主催者の毎日新聞社のご努力もさる事ながら、当市が中心となり、このマラソン大会を盛り立て活性化するため、県民・市民の関心を高め応援態勢を強化することはもちろんのこと、大会運営にあたって、あらゆる努力・援助を惜しまないものとする。

以上、決議する。

平成17年3月24日

別 府 市 議 会

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、御賛同が得られましたら、毎日新聞社、大分県知事ほか行政関係者、商工観光関係者、警察関係者、陸上競技関係者を中心とした各種団体に送付したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第8号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思いますので、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時02分 再開

議長（清成宣明君） 再開いたします。

先ほど、副議長・松川峰生君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

松川峰生君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、松川峰生君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

（入場する者あり）

議長（清成宣明君） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

議長（清成宣明君） ただいまの出席議員は、28名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投 票 用 紙 配 付）

議長（清成宣明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投 票 箱 点 検）

議長（清成宣明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票願います。

（投 票）

議長（清成宣明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

議長（清成宣明君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番・嶋幸一君及び12番・池田康雄君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

これより、開票を行います。

（開 票）

議長（清成宣明君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 28 票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち有効投票 26 票、無効投票 2 票。

有効投票中、

15 番 堀本博行君 23 票

14 番 野田紀子君 3 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、7 票であります。

よって、堀本博行君が副議長に当選されました。（拍手）

ただいま副議長に当選されました堀本博行君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、副議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

準備のため、しばらくお待ちください。

（あいさつ準備）

議長（清成宣明君） それでは、新・旧副議長より、それぞれ退任・就任のごあいさつをお願いいたします。

〔旧副議長あいさつ〕

旧副議長（松川峰生君） この 1 年間、清成議長の御指導と議員皆様、また執行部の皆様、あわせて議会事務局の皆様方の御協力をいただきまして、無事副議長の職を全うすることができました。この貴重な経験を生かし、今後の議会活動に取り組んでまいります。今後とも、よろしく願います。ありがとうございました。（拍手）

〔新副議長あいさつ〕

新副議長（堀本博行君） それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、多くの議員の皆様方の御推薦をいただきまして、副議長という大任を拝命しました堀本博行でございます。もとより何の力もございませんけれども、本日より私の政治信条であります至誠一貫という言葉どおり、誠実を行動の原点として頑張ってまいりたい、このように決意をしているところでございます。きょうからは、議員の皆様、さらには執行部の皆様方の力強い御支援と、また御協力をいただきますことを切にお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

議長（清成宣明君） 市長よりごあいさつがありますので、お願いいたします。

〔市長あいさつ〕

市長（浜田博君） 一言お礼と、お喜びを申し上げたいと思います。

松川・前副議長様におかれましては、議長を補佐し、そして別府市勢の発展と地域の反映にお力添えをいただきまして、この場をお借りしまして、心から厚く感謝とお礼を申し上げたいと思います。

また、このたび、副議長の職を引かれることとなりますが、今後の議会活動におきまして、その手腕を遺憾なく発揮されますことを心から御期待を申し上げるわけでございます。本当に、ありがとうございました。

また、ただいま、議員の皆様方の御推挙によりまして、見事に当選されました堀本博行・新副議長様におかれましては、これまでの経験を大いに発揮されまして、民主的な議会運営にその手腕を発揮していただき、市勢の発展と住民福祉の向上に御尽力を賜りますことを心からお願い申し上げまして、意は尽くせませんが、私のお祝いの言葉とさせていただきます。本当に、おめでとうございます。（拍手）

議長（清成宣明君） 次に、日程第 6 により、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、

3番 市原隆生君
4番 国実久夫君
7番 猿渡久子君
13番 野口哲男君
16番 田中祐二君
17番 高橋美智子君
19番 山本一成君
22番 三ヶ尻正友君
29番 首藤正君

以上9名の方々を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上9名の方々を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

午後1時17分 休憩

午前1時24分 再開

議長（清成宣明君） 再開いたします。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について委員長から御報告願います。

（議会運営委員会委員長・首藤 正君登壇）

議会運営委員会委員長（首藤 正君） 議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

冒頭に、正・副委員長の互選を行いました。その結果、不肖私が委員長に、野口哲男君が副委員長に選任されましたので、よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、当議会運営委員会の今後の運営等について協議の結果、議会運営委員会の委員会活動は、地方自治法等の定めにより、原則的に議会の開会中に限られることになっておりますが、議会運営委員会の所管事項の中には、次の定例会の日程調整等の事項があり、これらの事項は、当然議会の閉会中に処理しなければならないものであるところから、協議の結果、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全員異議なく議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上、先ほど開会いたしました議会運営委員会の結果について御報告を申し上げましたが、何とぞよろしく議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告は、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査としたいとの報告であります。本件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事

項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

以上で議事のすべてを終了いたしました。ここで、3月31日をもって退任されることとなりました池部収入役さんに対し、市議会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

池部収入役さんにおかれましては、平成15年5月、観光経済部長を勇退され、市職員として40年にわたり積み重ねてこられた豊富な行政経験を生かし、浜田市長のもと収入役に就任されました。収入役在任中は、激しい社会経済情勢が続く中で公金の運用・管理等適正な執行に努めていただきました。国の三位一体改革の影響を受け、国庫負担金、地方交付税等が減少し財源不足が続く中の資金運用等には大変な御苦労があったことと推察いたします。また、浜田市長が目指す市民政治の実現を図るため、収入役として市長を補佐するとともに、職員の指導・育成にも努められ、その重責を果たされましたことに、心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げる次第であります。

今後とも別府市の市勢発展のため御指導賜りますようお願いを申し上げますとともに、これからもなお一層の御多幸と御健康を心からお祈りいたしまして、意は尽くせませんが、感謝の言葉といたします。

ここで、今回勇退されます池部収入役さんからごあいさつがありますので、お願いいたします。

〔収入役あいさつ〕

収入役（池部 光君） ただいま、議長より身に余るねぎらいのお言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。貴重なお時間をいただきまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

私、このたび、市長の御承認をいただきまして、3月末日をもちまして収入役を退任することとなりました。浜田市長誕生の年に市議会の御同意をいただきまして収入役に就任いたしましたところでございます。以来、浜田市政の二本柱でございます財政再生、観光再生のため、さまざまな施策に積極的に取り組んでおられます市長の十分にお役に立ったのかなという思いとともに、微力ではございますが、収入役として全力で務めさせていただくことができましたことは、非常に恵まれたことであり、心から感謝をいたしているところであります。

私は、最近目も薄くなりまして、若干体力の低下等を感じております。このままでは1期目の後半を収入役としての職責を全うできないのではないかという思いもありました。さらに私は、先ほど議長からもお話がありましたように、1965年4月に別府市役所に奉職をいたしました。ことして40年の節目を迎え、市制80周年という記念すべき年に一つの区切りといたしたい、このように考えたところでございます。また、浜田市長1期目の任期の折り返しとなる3年目、後半を迎えるに当たりまして、2期目に向けて私が後身に道を譲ることによりまして、新たな、そして強固な体制の整備を図るためにと熟慮の上、今しかないと決断をいたしまして、市長に辞任の申し入れをしたところでございます。市長より再三にわたりまして慰留するようにと温かいお言葉をいただきましたけれども、私の願いを御承認いただいた次第でございます。

先ほど、組織の活性化、士気の高揚が図られるとの私の思いがかないまして、議会の御同意をいただき林収入役が誕生することとなりました。心からうれしく思っているところでございます。

私は、40年という長い間、自分に与えられた仕事を私のモットーであります一生懸命に努めてきただけでございます。市長初め議員の皆様方の温かい御指導と、さらにはお互いに苦勞を分かち合い励まし合ってきた職員の皆様のおかげでございます。心から感謝とお礼を申し上げます。

今後は、一市民として、長年奉職させていただきました別府市勢発展のために御恩返しを
してまいりたい、このように思っております。そのためにも引き続き浜田市政を支援してい
きたいと考えておりますので、何とぞ変わらぬ御交誼のほどをよろしく願いを申し上げま
す。

終わりになりますが、別府市議会の今後ますますの御発展と議員の皆様方の御健勝・御活
躍、そして別府市のさらなる飛躍、限りない発展を心から祈念申し上げまして、退任のごあ
いさつとさせていただきます。

長い間、ありがとうございました。（拍手）

議長（清成宣明君） 次に、このたび退職されます部課長さんを御紹介いたします。

須 田 一 弘 総務部長さん
東 昇 司 観光経済部長さん
林 慎 一 議会事務局長さん
酒 井 栄 寿 建設部次長さん
前 田 秀 幸 下水道課参事さん
中 尾 忠 人 消防署第3中隊長さん
小 林 憲 道 水道局配水課長さん

以上7名の皆様方であります。

今回退職されます皆様方におかれましては、職員の先頭に立ち、豊富な識見をもって本市
行政の発展と市勢の進展に尽くされたその御功績は、言葉に言い尽くせないものがあり、感
謝申し上げるほかありません。皆様方は、この3月31日をもって長い役所生活に一応ピリ
オドを打たれるわけですが、今後とも本市発展のため御指導・御協力をいただきます
よう、衷心よりお願い申し上げる次第であります。

最後になりましたが、退職されます皆様方が、これからもなお一層御多幸・御健勝であり
ますよう、心からお祈りいたしまして、意を尽くせませんが、感謝の言葉といたします。

ここで、今回退職されます部課長さんを代表して、須田総務部長さんにごあいさつをお願
いいたします。

〔退職部課長代表あいさつ〕

総務部長（須田一弘君） 退職部課長を代表いたしまして、一言お礼の言葉を申し上げます。

ただいま、清成議長様から、過分なるお言葉をいただき、大変ありがとうございました。

顧みますと、私どもはそれぞれ30年から40年前後の長い間にわたり市職員として勤務
をしてまいりました。この間、時代は昭和から平成へと、また高度経済成長から、その後の
バブルの崩壊、平成不況へと大きく時代が変動する中にこの身を置きながら、私ども、もと
より微力ではございましたが、別府市発展のためにその時代時代における、厳しいながらも
やりがいある事務事業に携わることができましたことは、私どもの大いなる喜びであり、生
涯における貴重な財産であると心に深く受けとめているところでございます。

また、今日まで私どもが大過なく職務を果たすことができましたのも、議員の皆様からい
ただきました本当に温かい御指導と御鞭撻のおかげであり、心からお礼と感謝を申し上げ
る次第でございます。市職員となって以来、私どもの人生は市役所とともに歩んできた人生
でもあり、いろいろな思いが胸中を飛来しておりますが、今後は、これまで培ってまいり
ました経験を生かしながら、ますます発展をいたしております別府市のまちづくりに少し
でもお役に立っていきたいと考えているところでございます。

最後になりますが、別府市議会の今後ますますの発展と議員皆様方の御健勝・御活躍、そ
して別府市の今後さらなる飛躍・発展を心から祈念を申し上げまして、お礼のあいさつとさ
せていただきます。長い間、大変ありがとうございました。（拍手）

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

以上で平成17年第1回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成17年第1回市議会定例会を閉会いたします。

午後1時36分 閉会